

中国「外商投資法」の施行による 外商投資企業への影響および実務対応

2020年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

青島事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）青島事務所が律動（天津）法律諮詢有限公司に作成委託し、2020年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび作成者は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび作成者が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・青島事務所
E-mail：PCQ@jetro.go.jp

JETRO

目次

はじめに.....	1
1. 投資時における「参入前内国民待遇」、ネガティブリストによる管理方式.....	1
2. 投資時における「外国投資安全審査制度」.....	2
3. 中国人個人との合弁事業の許容.....	3
4. 経営時における内外扱いの平等化.....	3
5. 許認可管理から情報報告制度への移行・投資管理の簡素化.....	4
6. 企業組織形態、組織機構の「会社法」などの準用.....	4
付録表 1. 既存中外合弁企業の定款について修正を要する項目.....	7
付録表 2. 既存中外合弁企業の定款について改定を検討すべき項目.....	20

中国「外商投資法」の施行による外商投資企業への影響および実務対応

はじめに

2020年1月1日より施行された「中華人民共和国外商投資法」は、「中外合資経営企業法」、「外資独資企業法」および「中外合作経営企業法」（いわゆる「外資三法」）に代わり、中国における外商投資の促進、保護および管理に関する新たな枠組となる重要な基本法である。2015年の草案発表から約4年を経た2019年3月15日に「外商投資法」が、2019年12月26日には同法実施条例が制定された。同法および実施条例は、外国企業の投資経営環境の改善と、外資の中国進出をさらに促進するものと期待されている。

一方で、同法および実施条例は全般的に条項数が少なく、外商投資の定義など草案段階から議論の多かった法的な論点については、踏み込んだ規定が定められなかった。このため、多くの内容は目新しいとまではいえず、抽象的かつ基本スタンスを宣言するに留まる内容が多く、その背景と現時点における実施状況を理解せずして、効果・影響を把握することは難しいといえよう。

本報告書は「外商投資法」における重要ポイントをふまえて、規定内容の「読み方」および今後の実務対応に重点をおいて解説するものである。日本企業の皆様の、ご参考となれば幸いである。

外商投資法の規定を通覧すれば、同法の重要規定は以下のとおりとなる。

1. 投資時における「参入前内国民待遇」、ネガティブリストによる管理方式¹

中国では、1995年より外商投資産業指導目録を公布し、外国投資者による投資に対して、投資分野ごとに①奨励類、②制限類、③禁止類に分類のうえ管理を実施してきた。①～③のいずれにも該当しない場合、制限なしで自由に投資できる④許可類として管理を行ってきた。この管理体制は2017年に変更され、①奨励類産業に該当するが、出資比率に対する制限が設けられていた産業、②制限類産業、③禁止類産業の三つが「外商投資参入特別管理措置目録（ネガティブリスト）」に再編された。

2019年7月に公布された最新版の「外商投資参入特別管理措置目録（ネガティブリスト）」には、16種類の制限類産業、24種類の禁止類産業が含まれている。また、自由貿易区への外商投資について、「外商投資参入特別管理措置目録（ネガティブリスト）」と並行して、自由貿易区への外国投資に対して、「自由貿易区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」を設けている。上記、（自由貿易区の除く一般地域への外国投資に適用される）「外商投資参入特別管理措置目録（ネガティブリスト）」と（自由貿易区への外国投資に適用される）「自由貿易区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」は、ネガティブリストによる管理方式と呼ばれる

¹「外商投資法」第4条 国は、外商投資について参入前内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実施する。前項でいう「参入前内国民待遇」とは、投資参入段階において、外国投資者およびその投資に対し、自国の投資者およびその投資を下回らない待遇を与えることを指す。「ネガティブリスト」とは、国が規定する特定分野において、外国投資に対し実施する参入特別管理措置を指す。国は、ネガティブリストに規定のない外商投資に対し国民待遇を与える。ネガティブリストは、國務院が公布しまたは公布の認可をする。中華人民共和國が締結しまたは加盟した国際条約、協定において、外国投資者の参入について更なる優遇規定がある場合には、その関連規定に従い実施することができる。

ものである。

この外商投資ネガティブリストによる管理方式のほか、中国は2016年より、一部の地域において、内資系企業による投資行為について、別途制定された「市場参入ネガティブリスト」に照らして、許認可制による管理を始めている。2019年10月に公布された同リストの最新版では、禁止類産業は5種類、投資前における許認可の取得を要する産業は126種類とされている。当該リストは国内外の投資者による投資行為に対して平等に適用されるものであり、いわゆる「参入前内国民待遇」と呼ばれる。そして、従来、外商投資産業指導目録に存在していた①奨励類産業の中の出資比率に対する制限が設けられていた産業について、「外商投資奨励目録」が別途制定され、「中西部地区外商投資優勢産業目録」と合わせて、外商投資を奨励する産業リストを形成した。すなわち、「参入前内国民待遇」とは、「市場参入ネガティブリスト」の内外平等の適用と、外商投資に対して国内投資家による投資行為以上の奨励を与えることを意味する。

「参入前内国民待遇」とネガティブリストによる管理方式は、外商投資法の施行前にもすでに整備されつつあった管理スキームであるが、法律レベルでは過去の外資三法では規定が置かれていなかった。今回の外商投資法の制定にあわせて、一つの管理制度として正式に採用されたものといえよう。

2. 投資時における「外国投資安全審査制度」²

2006年に商務部から公布された「外国投資家による国内企業の買収に関する規定」(2009年に改訂)、2011年に国務院から公布された「外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を確立することに関する国務院弁公庁の通知」および商務部から公布された「商務部が外国投資家による国内企業の買収に係る安全審査制度を実施することに係る規定」の三つは、いずれも外国投資に対する安全審査制度の実施を定めたものであるものの、公布機関および法令名からわかるとおり、法律レベルのものではなかった。さらに、外国投資家による国内企業の買収行為

(M&A)に対抗して出されたものであり、企業の新設などの直接投資行為(Green field Investment)は含まれていない。

2015年に公布された「国家安全法」では、国家が国家安全に影響または影響し得る外商投資行為に対して、国家安全審査を実施すると定められていた³。これにより、状況はある程度改善されたものの、実務上ではなお外商投資全般に対する国家安全審査制度は整備できていない状況にある。今回の外商投資法では、外商投資安全審査制度について再度強調されていることから、今後関連規則、法令などが公布され、同制度の運用が全面的に開始されることが見込まれる。

² 「外商投資法」第35条 国は、外商投資安全審査制度を構築し、国家安全に影響または影響し得る外商投資行為に対して、国家安全審査を実施する。法により下した安全審査決定は、最終決定とする。

³ 「国家安全法」第59条 国は国家安全審査および監督管理制度・システムを構築し、国家安全に影響または影響し得る外商投資行為、特定対象物およびキー技術、ネット情報技術製品およびサービス、国家安全事項に係る建設プロジェクトおよびその他重大事項および活動に対して、国家安全審査を実施し、国家安全リスクを効率的に予防し、解決する。

3. 中国人個人との合弁事業の許容⁴

外商投資法施行前では、中外合弁事業を立ち上げる際に中国側の合弁パートナーとできる対象が、会社やその他組織などの法人に限られていた。今回の外商投資法実施条例では、中国籍の自然人も合弁事業の投資者になり得ると定められている。

4. 経営時における内外扱いの平等化

(1) 外国投資者に対する知財権保護の強化⁵

外商投資法では、投資保護の項目において、外国投資者、外資企業の知的財産権の保護強化に関する各種規定が設けられている。また、同法の制定直後、これまで外国の技術を利用した場合のライセンスによる瑕疵担保など不安材料となっていた「技術輸出入管理条例」が改訂された。同時に「中外合弁企業法実施条例」も改訂され、これまでに締結した技術許諾協議書が期間満了を迎えた後においても合弁企業が当該技術を継続使用する権利が、求められないこととなった。また、外資に対して中国企業への技術移転を強要することを禁じ、知的財産権の保護を明記するなど、通商摩擦を抱える米国の要求に、一定配慮したともいえる内容が盛り込まれている。

(2) 政府調達活動への平等参加

外商投資法では、「国は外商投資企業の政府調達活動への公平な参加を保障する。政府調達においては、外商投資企業が中国国内において生産する製品、提供するサービスを等しく扱う。」⁶と定められている。上記規定を受け、外商投資企業が今後、政府調達活動への参加時における内外平等扱いの享受が期待されるが、実務上の改善状況については、なお注目をしていく必要がある。

(3) その他の経営活動の内外平等化と投資

同法では、製品の国家基準や業界基準の制定時における外商投資企業の参加権を保障し、外商投資企業は法により株券、社債などの証券を公開発行するか、その他の方式により資金を調達することができると定められている⁷。

なお、利益配当、清算配当、ロイヤリティー、資産処分利益の外国への自由な送金を保障する⁸と定められているものの、これまでも不定期に生じている銀行の「窓口指導」による送金難や国際間のマネーロンダリング防止を目的とした送金制限が

⁴ 「外商投資実施条例」第3条 外商投資法第2条第2項第1号および第3号でいうその他の投資者には、中国の自然人を含む。

⁵ 「外商投資法」第22条 国は、外国投資者および外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権の権利者および関係権利者の合法的權益を保護する。知的財産権の侵害行為に対しては、法により嚴重に法的責任を追究する。国は、外商投資の過程における意思自治原則および商業規則に基づく技術協力を奨励する。技術協力の条件は、各投資者が公平の原則に則り平等に協議により確定する。行政機関およびその職員は、行政手段を用いて技術移転を強要してはならない。

⁶ 「外商投資法」第16条 国は外商投資企業の政府調達活動への公平な参加を保障する。政府調達においては、外商投資企業が中国国内において生産する製品、提供するサービスを等しく扱う。

⁷ 「外商投資法」第17条 外商投資企業は法により、株券、社債等の証券の公開発行およびその他の方法により資金を調達することができる。

⁸ 「外商投資法」第21条 外国投資者の中国国内における出資、利益、資本収益、資産処分所得、知的財産権の使用許諾料、法により取得した補償または賠償および清算所得等は、法により人民元または外貨で自由に送金し、または送金を受けることができる。

なくなるわけではない。あくまで「現行の外貨制度のもとでの保障」と慎重に理解すべきであろう。

5. 許認可管理から情報報告制度への移行・投資管理の簡素化⁹

上記ネガティブリストに含まれない産業への投資行為については、いずれも事前の商務部門の許可を必要とせず、監督、管理の多くは、情報報告制度を導入すると定められた。

情報報告制度について、同法では詳細な規定は設けられていないが、2019年12月に公布された「外商投資情報報告弁法」では、以下のとおり規定されている。

まず、外商投資企業に関わる情報は主に①設立情報、②変更情報（②-1 企業登記システムでの操作を要する情報・②-2 企業登記システムでの操作を要さない情報）、③閉鎖情報、④年度経営情報の四つに分けられる。

「外商投資情報報告弁法」によると、①と②-1については、設立と変更申請手続きを「企業登記システム」を利用のうえ実行する必要があるため、その手続きを終えた後、同システムを利用して、商務機関への情報送信を実行すれば良いとされる。

②-2については、文字どおり、本来は「企業登記システム」を用いての変更操作を要さないものであるが、当該変更が発生した20業務日以内に、当事者（外商投資企業）が「企業登記システム」を利用のうえ、商務機関への情報送信を実行する必要があるとされている。

また、③については、原則市場監督管理部門と商務機関との間の内部の情報共有に任せればよいとされ、当事者が自主的に（上記①と②のように）商務機関に対し、情報を送信する必要はないとされている。

最後に、④については、「企業登記システム」ではなく、「企業信用情報公開システム」を利用して、毎年6月30日までに前年度の経営情報を商務機関に送付する必要があるとされる¹⁰。

6. 企業組織形態、組織機構の「会社法」などの準用

「外商投資法」は外資三法と異なり、外商投資企業の組織形態に対するルールは規定されておらず、外商投資企業も中国国内企業と同じく、会社の設立、管理、清算およびその他の会社業務の面については、統一して「会社法」、「パートナーシップ企業法」および「個人独資企業法」などの法律が適用されることになる。

外商投資法の施行後には、中外合弁企業、中外合作企業、外資独資企業の分類は廃止され、既存の有限責任会社または株式有限会社の組織形態を継続する場合、いずれも「会社法」の要件に従い、株主会/株主、董事会/執行董事、監事会（監査役会

⁹ 「外商投資法」第34条 国は、外商投資情報報告制度を構築する。外国投資者または外商投資企業は、企業登記システムおよび企業信用情報公示システムにて、商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。外商投資情報報告の内容および範囲は、必須原則に則り決定する。部門間の情報共有にて取得できる投資情報については、情報の再提出を要求してはならない。

¹⁰ 上記①～③について、これまで（2019.12.31まで）商務機関が主催する「外商投資総合管理システム」を利用のうえ、商務機関への情報報告または届けを要してきたが、2020年以降より市場監督管理局主催の「企業登記システム」と一本化となり、旧管理システムを別途、利用いただく必要がなくなった。

のこと) /監事などの組織機構を設置しなければならない。特に中外合弁企業の場合、「中外合弁企業法」および「中外合弁企業法実施条例」に基づき、株主会は存在せず、各出資者により選任された董事により構成される董事会が会社の最高意思決定機関とされる、特殊な組織構成となっていた。今回の「外商投資法」の施行により、「会社法」に基づく株主会の設置が求められるなど、各種外資企業のうち、最も変更が大きいといえる。

そこで、「外商投資法」では、既存の外商投資企業について、「会社法」の強行規定に従った組織形態・機構などへの変更に関して、「外商投資法」施行後5年以内に引き続き従前の組織形態、機構を維持することができるとし、移行の猶予期間を設けている(同法第42条)¹¹。

また、実施条例では、既存の外商投資企業が組織形態、機構などの変更を行った後であっても、従来の合弁・合作に関する契約において約定した持ち分、権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などについては、引き続き約定どおりに取り扱うことができるとされている。「会社法」の関係規定と従来の約定を比較し、従来の約定が有利である場合には、合弁契約または定款の関連部分を維持することができる。

既存の外商投資企業による組織形態・機構などの変更登記の具体的な取り扱いについては、国家市場監督管理総局により2019年12月28日に『外商投資法』を徹底実施し外商投資企業登記登録業務を遂行することに関する通知』を公布し、組織形態、機構などの変更にあたっては、定款の変更を行った上で、会社登記機関における変更登記および関連の届出を行う旨が明示された¹²。

今後の実務対応について

企業組織形態、組織機構の変更を巡っては、会社の憲法ともいえる会社定款の改定を中国側合弁先と行うための交渉が避けられない。確かに定款の改定は、内部組織の再構築、権限の調整、持ち分・権益の譲渡方法を含め、利害が複雑に絡み合い、その調整も容易ではない側面がある。しかし、平時において先送りにされがちな定款の変更を、堂々と主張できる機会でもある。ぜひ、外国投資者にとって有利になるよう、関連利益を調整する絶好の機会と捉え、積極的に活用することを意識していただきたい。

付録は、既存の日中合弁企業の場合、従来の法律規定と「外商投資法」、「外商投資法実施条例」および「会社法」を対照するかたちで、定款を修正すべきおよび改定を検討すべき項目を説明したものである。実務対応時に参考にいただければと思う。

¹¹ 「外商投資法」第42条 本法は、2020年1月1日より施行する。「中華人民共和国外資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」および「中華人民共和国外合作経営企業法」は、同時に廃止される。本法施行前に「中華人民共和国外資経営企業法」、「中華人民共和国外資企業法」および「中華人民共和国外合作経営企業法」に基づき設立された外商投資企業は、本法施行後の5年以内は従来の企業組織形態等そのまま継続することができる。具体的な実施弁法は、國務院が規定する。

なお、「外商投資法実施条例」では、猶予期間経過後の2025年1月1日時点で、従来の組織形態、機構などの「会社法」の強行規定に合わせた変更が行われていない場合、その他の登記事項に関する変更登記を受理しないとしている。

¹² 『外商投資法』を徹底実施し外商投資企業登記登録業務を遂行することに関する通知』第11条 組織機構等の変更(届出)登記を着実にすること。2020年1月1日前に設立された外商投資企業が、「外商投資法」施行後の5年以内にその最高権力機構、法定代表者または董事の選定方式、議事表決システム等における「中華人民共和国会社法」(以下「会社法」という)の強行規定に適合しない事項を調整する場合、会社定款を修正し、かつ法により登記機関に変更登記、定款の届出または董事の届出等の手続きについての取り扱いを申請しなければならない。

添付資料：

付録表 1. 既存中外合弁企業の定款について修正を要する項目

付録表 2：既存中外合弁企業の定款について改定を検討すべき項目

付録表 1. 既存中外合弁企業の定款について修正を要する項目

	要修正項目	「中外合資経営企業法」および「中外合資経営企業法実施条例」関連規定	「外商投資法」および「外商投資法実施条例」、「会社法」関連規定	説明
1	法定代表者	「中外合資経営企業法実施条例」 第 34 条 董事長は、合営企業の法定代表者である。董事長がその職責を履行することのできない場合、副董事長または、その他董事に授權をし、合営企業を代表させなければならない。	「会社法」 第 13 条 会社の法定代表者については、会社定款の規定により、董事長、執行董事または、經理が担任し、法に則り登記する。会社の法定代表者が変更された場合には、変更登記手続きを行わなければならない。	必要に応じて、總經理または董事長/執行董事、總經理のいずれも法定代表者が担任できるように修正。
2	最高権力機構議事規則および意思決定方法	「中外合資経営企業法」 第 6 条 合営企業は、董事会を設置する。その人数構成については、合営各当事者が協議の上契約および定款において確定し、合営各当事者が任命・交代させる。董事長および副董事長については、合営各当事者が協議の上確定、または董事会が選挙により選出する。中外合営者の一方が董事長を担任する場合には、他方が副董事長を担任する。董事会は、平等互惠の原則に基づき、合営企業の重大事項を決定する。 「中外合資経営企業法実施条例」 第 30 条 董事会は、合営企業の最高権力機構であり、合営企業にかかわる一切の重大事項を決定する。	「会社法」 第 36 条 有限責任会社の株主会は、株主全体により構成される。株主会は、会社の権力機構であり、この法律により職権を行使する。 第 37 条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 (1) 会社の経営方針および投資計画を決定すること。 (2) 従業員代表を務めていない董事および監事を選出・交代させ、董事および監事の報酬にかかわる事項を決定すること。 (3) 董事会の報告を審議して承認すること。 (4) 監事会または監事の報告を審議して承認すること。 (5) 会社の年度財務予算案および決算案を審議	1. 会社の最高意思決定機関を董事会から株主会へ変更。 2. 従来の董事会の職権を株主会の職権にするよう行使主体を変更。 3. 株主会の議決権は定款において特別な約定がなければ、出資比率により決められるが、定款による出資比率に比例しない議決権の約定が可能である。

	<p>第 32 条 …… 董事会は、3 分の 2 以上の董事が出席する場合に限り開催することができる。</p> <p>第 33 条 次の各号に掲げる事項については、董事会会議に出席した董事が全員一致で採択した場合に限り決議することができる。</p> <p>(1) 合営企業定款の変更 (2) 合営企業の中止または解散 (3) 合営企業の登録資本の増加または減少 (4) 合営企業の合併または分割</p> <p>その他の事項については、合営企業定款に明記された議事規則に基づき決議することができる。</p>	<p>・承認すること。</p> <p>(6) 会社の利益分配方案および欠損補填方案を審議・承認すること。</p> <p>(7) 会社による登録資本の増加または減少について決議をすること。</p> <p>(8) 社債の発行について決議をすること。</p> <p>(9) 会社の合併、分割、解散、清算または会社形態の変更について決議をすること。</p> <p>(10) 会社定款を変更すること。</p> <p>(11) 会社定款に定めるその他の職権。</p> <p>前項に掲げる事項については、株主は、書面にて全員一致での同意を表明する場合には、株主会会議を招集・開催せずに直接決定することができ、かつ、株主全体が決定文書に署名・押印をする。</p> <p>第 42 条 株主会会議においては、株主が出資比率により議決権を行使する。ただし、会社定款に別段の規定がある場合はこの限りではない。</p> <p>第 43 条 株主会の議事方式および議決手続きについては、同法に規定がある場合を除き、会社定款で規定する。株主会会議は、会社定款の変更および登録資本の増加または減少の決議ならびに会社の合併、分割、解散または会社形態の変更を決議する場合には、必ず 3 分の 2 以上の議決権を代表する株主の採択を経なければならない。</p>	<p>4. 決議事項が出資者と利害関係がある場合、議決権を行使できないことを定款に定めることが可能である。</p> <p>5. 議決権は引き受け出資比率ではなく、払込資本金の比率により決められることを定款に定めることが可能である。</p> <p>6. マイノリティ出資者の拒否権事項については、現在特段の解釈や指針が示されていない。このため、外国側出資者がマイノリティである場合、拒否権の取り決めに検討することが望ましい。</p>
--	---	--	---

3	<p>董事会 および その権限、 議事規則</p>	<p>「中外合資経営企業法」 第6条 合営企業は、董事会を設置する。その人数構成については、合営当事者が協議の上、契約および定款において確定し、かつ、合営各当事者が任命・交代する。董事長および副董事長については、合営各当事者が協議の上確定、または董事会が選挙により選出する。中外合営者の一方が董事長を担任する場合には、他方が副董事長を担任する。</p> <p>「中外合資経営企業法実施条例」 第31条 董事会のメンバーは、3名を下回ってはならない。董事定員の分配については、合営各当事者が出資比率を参照し、協議により確定する。 董事の任期は、4年とし、合営各当事者による任命派遣を経て、再任することができる。</p> <p>第32条 ……董事会は、3分の2以上の董事が出席する場合に限り開催することができる。</p> <p>第33条 次の各号に掲げる事項については、董事会に出席した董事が全員一致で採</p>	<p>「会社法」 第37条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。 …… (2) 従業員代表を務めていない董事および監事を選出・交代し、董事および監事の報酬に関する事項を決定する。</p> <p>第44条 有限責任会社は董事会設置し、そのメンバーは3名ないし13名とする。ただし、同法第50条に別段の規定がある場合はこの限りではない。 二つ以上の国有企業または二つ以上の、その他の国有投資主体が出資して設立する有限責任会社については、その董事会メンバーの中には、会社従業員代表を有していなければならない。その他の有限責任会社の董事メンバーの中には、会社従業員代表を有することができる。董事会における従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式により民主的な選挙を経て選出される。 董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長および副董事長の選出方法は、会社定款で規定する。</p> <p>第45条 董事の任期は、会社定款で規定する。た</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員代表ではない董事の推薦、決定方法を定款に定めることが可能。出資者側の董事のほか、外部董事の設定、董事ではなく、董事会に出席できる董事会観察員の設定なども必要に応じて取り決めることができる。 2. 董事の任期を従来の4年から3年へ変更。 3. 董事会会議の開催にあたる法定最低出席董事人数が3分の2以上である制約がなくなったため、自由に定款で取り決めることができる。 4. 董事会の位置付けが会社の最高意思決定
---	---------------------------------------	--	--	---

		<p>扱った場合に限り決議することができる。</p> <p>(1) 合営企業定款の変更 (2) 合営企業の中止または解散 (3) 合営企業の登録資本の増加または減少 (4) 合営企業の合併または分割</p> <p>その他の事項については、合営企業定款に明記された議事規則に基づき決議をすることができる。</p>	<p>だし、各任期は3年を超えてはならない。董事の任期が満了した場合において、再選により再任することができる。</p> <p>董事の任期が満了したものの適時改選せず、または董事が任期内に辞職することで、董事会のメンバー数が法定人数を下回ることとなった場合には、改選・選出された董事が就任するまでに、元の董事は尚法律、行政法規および会社定款の規定により、董事としての職務を履行しなければならない。</p> <p>第46条 董事会は、株主会に対し責任を負い、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>(1) 株主会を招集し、かつ、株主会に対し業務を報告すること。 (2) 株主会の決議を執行すること。 (3) 会社の経営計画および投資方案を決定すること。 (4) 会社の年度財務予算案および決算方案を立案すること。 (5) 会社の利益分配方案および欠損補填方案を立案すること。 (6) 会社による登録資本の増加または減少および社債発行を立案すること。 (7) 会社の合併、分割、解散または会社形態の変更の方案を立案すること。</p>	<p>機関から株主会へ方案を提出し、株主会の意思を執行する機構へと変更され、従来の職権が会社法の規定に従い株主会に移譲する。</p> <p>5. 特定事項について全員一致とする必要がなくなる。</p> <p>6. 株主の人数が少なく、または規模の比較的小さい有限責任会社は董事会を設置せずに、執行董事だけを設置することが可能であり、執行董事が総経理の兼任も可能。ただしこの場合、日常経営の意思決定執行は効率が高くなるものの、経営陣に権力が集中しすぎる恐れがあり、会社の実態を鑑みて慎重に取り決める必要がある。</p>
--	--	--	---	--

			<p>(8) 会社の内部管理組織の設置を決定すること。</p> <p>(9) 会社経理の選任または解任およびその報酬にかかる事項を決定し、かつ経理の指名に従い会社の副経理および財務責任者の選任または解任およびその報酬にかかる事項を決定すること。</p> <p>(10) 会社の基本的な管理制度を制定すること。</p> <p>(11) 会社定款に定めるその他の職権</p> <p>第50条 株主の人数が比較的少なく、または規模が比較的小さい有限責任会社は、1名の執行董事を置き、董事会を設置しないことができる。執行董事は、会社の経理を兼任することができる。執行董事の職権は、会社定款で規定する。</p>	
4	監事会 または監事	関連規定なし	<p>「会社法」 第37条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>……</p> <p>(2) 従業員代表を務めていない董事および監事を選挙・交代させ、董事および監事の報酬に関する事項を決定すること。</p> <p>……</p> <p>(4) 監事会または監事の報告を審議して承認す</p>	<p>1. 会社法の規定に従い、監事会/監事の設置が必要である。</p> <p>2. 監事会を設置する場合、従業員代表が担任する監事の人数は3分の1を下回ってはならない。</p>

			<p>ること。</p> <p>第 51 条 有限責任会社は監事会を設置し、そのメンバーは 3 名を下回ってはならない。株主の比較的少なく、または規模が比較的小さい有限責任会社は、1 名ないし 2 名の監事を置き、監事会を設置しないことができる。</p> <p>監事会には株主代表および適当な割合の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち従業員代表が占める割合は 3 分の 1 を下回ってはならず、具体的な割合は会社定款で規定する。監事会における従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式により民主的な選挙を経て選出する。</p> <p>監事会は、主席 1 名を置き、監事全体の過半数が選挙により選出する。監事会主席は、監事会を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行することができず、または職務を履行しない場合には、半数以上の監事が共同で 1 名の監事を推挙した上で監事会会議を招集させ、主宰させる。</p> <p>董事、高級管理者は、監事を兼任してはならない。</p> <p>第 52 条 監事の任期は、各任期ごとに 3 年とする。監事の任期が満了し、再選された際は再任することができる。</p>	<p>株主の比較的少ない、または規模が比較的小さい有限責任会社は監事会を設けずに、1 名ないし 2 名の監事を置くことができる。この場合、従業員代表を監事とする制限を受けない。</p> <p>3.マイノリティ出資者である場合は、通常董事会過半数の議決権を確保できないため、定款に監事会/監事の指名派遣の取り決めをすることにより、株主間において一定の均衡牽制が期待できる。</p>
--	--	--	--	---

			<p>監事の任期が満了したものの適時に改選をせず、または監事が任期内に辞職することで監事会のメンバー数が法定人数を下回ることとなった場合、改選して選出された監事が就任するまでに、元の監事は、なお法律、行政法規および会社定款の規定により、監事としての職務を履行しなければならない。</p> <p>第 53 条 監事会および監事会を設置しない会社の監事は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会社の財務を検査すること。 (2) 董事、高級管理者による会社職務の執行行為を監督し、法律、行政法規、会社定款または株主会決議に違反した董事、高級管理者について罷免の意見を提出すること。 (3) 董事または高級管理者の行為が会社に利益を損なう場合、董事、高級管理者に対し是正するよう要求すること。 (4) 臨時株主会会議の招集開催を提議し、董事会が同法に定める株主会会議を招集し、および主宰する職責を履行しない場合、株主会会議を招集・開催すること。 (5) 株主会に対し提案すること。 (6) 同法第 151 条の規定により、董事、高級管理者について訴訟を提起する。 (7) 会社定款に定めるその他の職権。 	
--	--	--	--	--

5	総経理	<p>「中外合資経営企業法」</p> <p>第6条 ……董事会の権限は、合営企業の定款に従い合営企業の一切の重大事項、すなわち企業発展計画、生産経営活動方案、収支予算、利益分配、労働賃金計画、経営停止ならびに総経理、副総経理、総エンジニア、総会計士および監査人の任命、または招聘およびその職権と待遇などを討論決定することである。</p> <p>正副総経理（または正副工場長）については、合営各当事者がそれぞれ担任する。</p> <p>「中外合資経営企業法実施条例」</p> <p>第35条 合営企業は、経営管理機構を設置し、企業の日常的経営管理業務を担当させる。経営管理機構には、総経理1名および副総経理若干名を置く。副総経理は、総経理の業務に協力する。</p> <p>第36条 総経理は、董事会会議の各種決議を執行し、合営企業の日常的な経営管理業務を手配・リードする。董事会の授権する範囲内においては、総経理は、外部に対し合営企業を代表し、内部に対し下級人員を任免し、董事会に授与されたその他の職権を行使する。</p>	<p>「会社法」</p> <p>第49条 有限責任会社は、経理を置くことができ、董事会が選任または解任を決定する。経理は、董事会に対し責任を負い、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社の生産・経営管理業務を主宰し、董事会決議の実施を手配すること。 (2) 会社の年度経営計画および投資案の実施を手配する。 (3) 会社の内部管理機構の設置方案を起草すること。 (4) 会社の基本管理制度を制定すること。 (5) 会社の具体的な規則を制定すること。 (6) 会社の副経理および財務責任者の選任または解任を提案すること。 (7) 董事会が選任または解任を決定すべきもの以外の管理担当者の選任、または解任を決定すること。 (8) 董事会に付与されたその他の権限。 <p>会社定款に経理の職権について別段の規定がある場合には、当該規定に従う。</p> <p>経理は、董事会に列席する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総経理、副総経理を合弁当事者がそれぞれ担任するとの制限が廃止された。会社は必要に応じて、総経理を選任できるようになる。 2. 総経理、副総経理に対する兼任禁止の強行規定がなくなり、株主会または董事会の了解を得た上で兼任することができるよう必要に応じて取り決めが可能となった。 3. 執行董事が総経理を兼任する場合、日常経営の意思決定執行は効率が高くなるものの、経営陣に権力が集中しすぎる恐れがある。不祥事が発生した場合に迅速に対応できるよう、定款において関連規定を明記することが
---	-----	--	---	--

		<p>第 37 条 総経理および副総経理は、合営企業の董事会がこれを招聘するものとし、中国公民が担任することができ、外国公民も担任できる。</p> <p>董事会の招聘を経て、董事長、副董事長および董事は、合営企業の総経理、副総経理またはその他の高級管理職を兼任することができる。</p> <p>総経理は、重要事項を処理する際、副総経理と協議しなければならない。</p> <p>総経理または副総経理は、その他の経済組織における総経理または副総経理を兼任してはならず、かつ、その他の経済組織による当該企業に対しての商業的競争に参加してはならない。</p>		望ましい。
6	清算所得分配	<p>「中外合資経営企業法实施条例」</p> <p>第 94 条 合営企業は、そのすべての資産をもってその債務に対し責任を負う。合営企業が債務を完済した後の残余財産については、合営各当事者の出資比率により分配をする。ただし、合営企業協議、契約または定款に別段の定めがある場合はこの限りではない。</p>	<p>「会社法」</p> <p>第 186 条 清算グループは、会社の有する財産を整理のうえ、貸借対照表および財産目録を作成した後、清算案を作成し、かつ、株主会、株主総会または人民法院に報告し確認を受けなければならない。</p> <p>会社財産をもって清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定の補償金をそれぞれ支払い、未納付税金を納付、かつ、会社の債務を弁済した後の残余財産については、有限責任会社は株主の出資比率により分配し、株主有限公司は株主が保有</p>	「外商投資法」が施行されるまでに既存の外商投資企業が組織形態、機構などの変更を行ったとしても、従来の合弁・合作に関する契約において約定した持ち分、権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などについては、引き続き

			<p>する株式の比率により分配する。</p> <p>「外商投資法実施条例」 第 46 条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構などが法により調整を行われた後、元の合弁・合作各当事者が契約に約定した出資持ち分または権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などは、引き続きその約定に従って取り扱うことができる。</p>	<p>き約定どおりに取り扱うことができるとされている。</p>
7	<p>会社清算に関する具体的な状況およびプロセス</p>	<p>「中外合資経営企業法実施条例」 第 90 条 合営企業は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、解散する。</p> <p>(1) 合弁期間が満了したとき。</p> <p>(2) 重大な欠損が発生し、会社経営を継続する能力がないとき。</p> <p>(3) 合営当事者の一方が合営企業協議、契約または定款に定める義務を履行しないことにより、会社経営を継続することができないとき。</p> <p>(4) 自然災害および戦争などの不可抗力により重大な損害を受け、経営を継続することができないとき。</p> <p>(5) 合営企業がその経営目的を達成できず、同時に発展する見通しもないとき。</p>	<p>「会社法」 第 180 条 会社は、次の各号に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 会社定款に定める営業期間が満了し、または会社定款に定めるその他の解散事由が発生したとき。</p> <p>(2) 株主会または株主総会が解散を決議したとき。</p> <p>(3) 会社の合弁または分割により解散を必要とするとき。</p> <p>(4) 法により営業許可証を取り上げられ、閉鎖を命ぜられ、または取り消されたとき。</p> <p>(5) 人民法院が同法第 182 条の規定により解散をさせるとき。</p> <p>第 182 条 会社の経営管理に重大な困難が生じ、</p>	<p>1. 会社が解散する事由については、「会社法」の規定に従い、変更する必要がある。</p> <p>2. 清算組織を清算委員会から清算グループに名称を変更する必要がある。</p> <p>3. 清算グループの報告先は董事会から株主会へ変更する必要がある。</p>

	<p>(6) 合営企業契約または定款に定めるその他の解散事由がすでに発生したとき。</p> <p>前項第(2)号、第(4)号、第(5)号または第(6)号の事由が発生した場合には、董事会が解散申請書を提出し、審査認可機構に報告し認可を受ける。</p> <p>第(3)号の事由が発生した場合には、契約を履行した一方が申請を提出し、審査認可機構に報告し認可を受ける。</p> <p>本条の第1項第(3)号の場合には、合営企業協議、契約または定款に定める義務を履行しない一方は、合営企業がこれにより受けた損失について賠償責任を負わなければならない。</p> <p>第91条 合営企業は、解散を宣告した場合には、清算を行われなければならない。合営企業は、「外国投資家企業清算弁法」の規定に従い清算委員会を設置しなければならない。清算委員会は清算事項を担当する。</p> <p>第93条 清算委員会の任務は、合営企業の財産、債権および債務について全面的に整理・調査し、貸借対照表および財産目録を作成し、財産価格評価およびその計算根拠</p>	<p>継続して存続すれば株主の利益をして重大な損失を受けさせることとなり、その他の方法を用いても解決することができない場合には、会社のすべての株主の議決権の10%以上を保有する株主は、人民法院に対し会社を解散するよう求めることができる。</p> <p>第183条 会社は、同法第180条の第(1)号、第(2)号、第(4)号、第(5)号の規定により解散する場合には、解散事由が発生した日から15日以内に清算グループを成立させ、清算を開始しなければならない。有限責任会社の清算グループは株主により構成され、株主有限会社の清算グループは董事または株主総会が確定する人員により構成される。期限を徒過してなお清算グループを成立させておらず、清算を開始しない場合には、債権者は、人民法院に対し関係人員を指定し清算グループを構成させ清算をさせるよう申請することができる。人民法院は、当該申請を受理し、かつ、遅延なく清算グループを構成させ清算をさせなければならない。</p> <p>第185条 清算グループは、成立した日から10日以内に債権者に通知し、かつ、60日以内に新聞で公告を出さなければならない。債権者は、通知書を受領した日から30日以内に、または通知書を受領して</p>	
--	--	--	--

	<p>を提出し、清算方案を制定、董事会に提出し採択を受けた後に実施することである。清算期間内、清算委員会は、当該合営企業を代表して訴訟を提起し、または訴訟に応じる。</p> <p>第 95 号 合営企業の清算業務が終了した後、清算委員会が清算終了報告を提出し、董事会会議に提出し採択を受けた後に審査認可機構に報告し、かつ、登記管理機構に対し抹消登記手続を行い、営業許可証を返上し無効とする。</p> <p>第 96 号 合営企業解散後、各種帳簿および文書に関しては、元中国側合営当事者がこれを保管しなければならない。</p>	<p>いない場合には公告の日から 45 日以内に、清算グループに対し、その債権を申告しなければならない。</p> <p>債権者は、債権を申告する際、債権に関する事項を説明し、かつ、証明資料を提出しなければならない。清算グループは、債権について登記を行わなければならない。</p> <p>債権申告期間内、清算グループは、債権者に対して弁済を行ってはならない。</p> <p>第 186 条 清算グループは、会社財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後に、清算方案を作成し、かつ株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を受けなければならない。</p> <p>会社財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定の補償金をそれぞれ支払い、未納付税金を納付、かつ会社の債務を弁済した後の残余財産については、有限責任会社は株主の出資比率により分配し、株式有限会社は株主が保有する株式比率により分配する。</p> <p>清算期間内、会社は存続する。ただし、清算と関係がない経営活動を行ってはならない。会社財産は、前項の規定により弁済する以前に株主に分配してはならない。</p> <p>第 188 条 会社清算終了後、清算グループは、清</p>	
--	--	---	--

			算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民 法院に報告して確認を受け、かつ会社登記機関に 報告・送付したのち、会社登記抹消を申請し、会 社終了の公告を出さなければならない。	
8	三項基金	<p>「中外合資企業法实施条例」 第 76 条 合営企業が「中華人民共和国企業 所得税法」に従い所得税を納付した後の利 益の分配原則は、下記のとおりである。</p> <p>(1) 予備基金、従業員奨励および福利基 金ならびに企業発展基金を積み立て控 除し、積み立て控除比率は、董事会が 確定する。</p> <p>(2) 予備基金については合営企業の欠損 の補填に用いるほか、審査認可機関の 認可を経て、当該企業の資本増加およ び生産拡大に用いることもできる。</p> <p>(3) この条の第 (1) 号の規定に従い三項 基金を積み立て控除した後の分配可能 利益について董事会が当該利益の分配 を決定した場合、合営各当事者の出資 比率により分配をしなければならない。</p>	<p>「会社法」 第 166 条 会社は、当該年度の税引後利益を分配 する際に、利益の 10%を積み立てて会社の法定積 立金に組み入れなければならない。会社の法定積 立金の累計額が会社の登録資本の 50%以上となっ た場合には、積み立てないことができる。 会社の法定積み立てが過年度の欠損を補填するの に足りない場合には、前項の規定により法定積立 金を積み立てる前に、まず当該年度の利益をもっ て欠損を補填しなければならない、 会社は、税引後利益の中から法定積立金を積み立 てた後に、株主会または株主総会の決議を経て、 また税引後利益の中から任意積立金を積み立てる ことができる。</p>	<p>1. 三項基金を積み立 てる強行規定は廃止さ れた。</p> <p>2. 「会社法」に規定さ れた法定積立金の積み 立て上限を定款に取り 決めることができる。</p> <p>3. 任意積立金の積み 立て方法、使用用途に ついて、定款に取り決 めることが検討でき る。</p>

付録表 2. 既存中外合弁企業の定款について改定を検討頂きたい項目

	要検討項目	「中外合資経営企業法」および「中外合資経営企業法実施条例」関連規定	「外商投資法」および「外商投資法実施条例」、「会社法」関連規定	説明
1	中国側 自然人の 株主	「中外合資経営企業法」 第1条：中華人民共和国は、国際経済協力および技術交流を拡大するため、外国の会社、企業その他経済組織または個人（以下「外国合営者」という）が平等互惠の原則に則り、中国政府の認可を経て、中華人民共和国国内において中国の会社、企業またはその他経済組織（以下「中国合営者」という）と共同で合営企業を設立運営することを認める。	「外商投資法実施条例」 第3条 外商投資法第2条第2項第1号および第3号でいうその他の投資者には、中国の自然人を含む。	必要に応じて、中国籍自然人を合弁企業の出資者とすることができる。
2	出資 持ち分の 譲渡制限	「中外合資経営企業法」 第4条：……合営者の登録資本を譲渡する場合には、必ず合営各当事者の同意を得なければならない。 「中外合資経営企業法実施条例」 第20条 合営当事者の一方は、第三者に対しその持ち分の全部または一部を譲渡する場合には、必ずほかの合営当事者の同意を経て、かつ、審査認可機構に報告し認可を受け、登記管理機構において変更登記手続きを行わなければならない。 合営当事者の一方は第三者に対し持ち分を	「会社法」 第71条 有限責任会社の株主間においては、その出資持ち分の全部または一部を相互に譲渡することができる。 株主は、株主以外の者に対し出資持ち分を譲渡する場合には、その他の株主の過半数による同意を得なければならない。株主は、その出資持ち分の譲渡にかかわる事項について、書面にてその他の株主に通知して同意を求めなければならない。その他の株主が書面による通知を受領した日から30日を経過してもなお返答しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。その他の株主の半数以上が譲渡に同意しない場合には、同意しない株主	1. 出資者間の自由意思により持ち分譲渡の方法を定款で取り決めることが可能。 2. 優先購買権を行使するにあたり、引き受け出資比率ではなく、実際払込出資比率により買取る比率を取り決めることが考えられる。

		<p>譲渡する条件は、ほかの合営当事者に対し譲渡する条件より有利な条件になってはならない。</p> <p>前各項の規定に違反する場合には、その譲渡は、無効とする。</p>	<p>は、当該譲渡される出資持ち分を購入しなければならない。購入しない場合には、譲渡に同意したものとみなす。</p> <p>株主の同意を経て譲渡される出資持ち分について、同等の条件の下、その他の株主は、優先買取権を有する。2名以上の株主が優先買取権の行使を主張する場合には、各自の買取比率を協議により確定する。協議により合意しなかった場合には、譲渡時における各自の出資比率により優先買取権を行使する。</p> <p>会社定款に出資持ち分の譲渡について別段の規定がある場合には、当該規定に従うものとする。</p> <p>「外商投資法実施条例」</p> <p>第46条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構などが法により調整を行われた後、元の合弁・合作各当事者が契約に約定した出資持ち分または権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などは、引き続きその約定に従って取り扱うことができる。</p>	<p>3. 「外商投資法」の施行前、既存の中外合弁企業で、当時合弁契約に持ち分の譲渡方法について取り決めがある場合、引き続きその取り決めに従うことができる。</p>
3	利益分配	<p>「中外合資経営企業法」</p> <p>第4条 ……合営各当事者は、登録資本の比率に応じて利益を享受し、ならびにリスクおよび欠損を分担する。</p>	<p>「会社法」</p> <p>第34条 株主は、払い込み済みの出資比率に従い、配当を取得する。会社が新たに資本を増加する場合には、株主は、優先的に払い込み済みの出資比率により出資の払い込みを引き受ける権利を有する。ただし、株主全体が出資比率どおりに配</p>	<p>1. 株主全体が出資比率どおりに配当の分配をしない旨を約定することができる。</p>

		<p>「中外合資経営企業法実施条例」 第 76 条 合営企業が「中華人民共和国企業所得税法」に従い所得税を納付した後の利益の分配原則については、下記のとおりである。</p> <p>(1) 予備基金、従業員奨励および福利基金ならびに企業発展基金を積み立て控除し、積み立て控除比率は、董事会が確定する。</p> <p>(2) 予備基金については、合営企業の欠損の補填に用いるほか、審査認可機関の認可を経て、当該企業の資本増加および生産拡大に用いることもできる。</p> <p>(3) この条の第 (1) 号の規定に従い三項基金を積み立て控除した後の分配可能利益について董事会が当該利益の分配を決定した場合、合営各当事者の出資比率により分配をしなければならない。</p>	<p>当しない旨または出資比率どおりに優先的に出資の払い込みを引き受けない旨を約定した場合はこの限りではない。</p> <p>第 166 条 ……会社は欠損を補填し、積立金を積み立てた後の残余の税引後利益について、有限責任会社は、第 34 条の規定により配当する。株主有限会社は、株主が保有する株主比率により配当する。ただし、株式有限会社の定款が持ち分比率どおりに配当しない旨を規定する場合はこの限りではない。</p> <p>株主会、株主総会または董事会が前項の規定に違反し、会社が欠損を補填し、および法定積立金を積み立てる前に株主に対し利益を配当する場合には、株主は、規定に違反して配当された利益を必ず会社に返還しなければならない。</p> <p>会社が保有する自社の株式については、利益を配当してはならない。</p> <p>「外商投資法実施条例」 第 46 条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構などが法により調整を行われた後、元の合弁・合作各当事者が契約に約定した出資持ち分または権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などは、引き続きその約定に従って取り扱うことができる。</p>	<p>2. 利益分配前の法定積立金の控除について、「会社法」の規定に従い、修正する必要がある。</p> <p>3. 利益分配に係る年度途中の払込済みの出資についての出資比率換算方法につき、明確に約定することが考えられる。</p>
--	--	---	--	--

4	<p>残余財産の分配</p>	<p>「中外合資経営企業法実施条例」 第 94 条 合営企業は、その全部の資産をもってその債務について責任を負う。合営企業が債務を完済した後の残余財産については、合営当事者の出資比率により分配を行う。ただし、合営企業契約、契約または定款に別段の定めがある場合はこの限りではない。 合営企業が解散した場合には、その純資産額または残余財産から企業の未分配利益、各種基金および清算費用を控除した後の残額の払込済資本を超える部分は、これを清算所得とし、法により所得税を納付しなければならない。</p>	<p>「会社法」 第 186 条 清算グループは、会社財産を整理し、貸借対照表および財産目録を作成した後に、清算方案を作成し、かつ株主会、株主総会または人民法院に報告して確認を受けなければならない。会社財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料および法定の補償金をそれぞれ支払い、未納付税金を納付、かつ会社の債務を弁済した後の残余財産については、有限責任会社は株主の出資比率により分配し、株式有限会社は株主が保有する株式比率により分配する。 清算期間内、会社は存続する。ただし、清算と関係がない経営活動を行ってはならない。会社財産は、前項の規定により弁済する以前に株主に分配してはならない。</p> <p>「外商投資法実施条例」 第 46 条 既存の外商投資企業の組織形態、組織機構などが法により調整を行われた後、元の合弁・合作各当事者が契約に約定した出資持ち分または権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などは、引き続きその約定に従って取り扱うことができる。</p>	<p>「外商投資法」が施行されるまでに既存の外商投資企業が組織形態、機構などの変更を行った後であっても、従来の合弁・合作に関する契約において約定した持ち分、権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法などについては、引き続き約定どおりに取り扱うことができる。</p>
---	----------------	--	--	--

5	増資	<p>「中外合資経営企業法実施条例」</p> <p>第 21 条 合営企業の登録資本の増加および減少については、董事会が採択したのち、審査認可機構に報告し認可を受け、登記管理機構において変更登記手続きを行わなければならない。</p> <p>第 33 条 次の各号に掲げる事項については、董事会会議に出席した董事が全員一致で採択した場合に限り決議することができる。</p> <p>……</p> <p>(3) 合営企業の登録資本の増加または減少</p>	<p>「会社法」</p> <p>第 37 条 株主会は、次の各号に掲げる職権を行使する。</p> <p>……</p> <p>(7) 会社による登録資本の増加または減少を決議をすること。</p> <p>第 34 条 会社が新たに資本を増加する場合には、株主は、優先的に払い込み済みの出資比率により出資の払い込みを引き受ける権利を有する。ただし、株主全体が出資比率どおりに配当しない旨または出資比率どおりに優先的に出資の払い込みを引き受けない旨を約定した場合はこの限りではない。</p> <p>第 43 条 株主会会議は、会社定款の変更および登録資本の増加または減少の決議ならびに会社の合併、分割もしくは解散または会社形態の変更について決議する場合には、3分の2以上の議決権を代表する株主の採択を経なければならない。</p>	<p>1. 増資の意思決定主体については、董事会から株主会へ修正する必要がある。</p> <p>2. 増資する場合、特約がなければ、払い込み済みの出資比率に従い出資の引き受ける権利を有する。</p> <p>3. 増資についての株主会の議決権は定款において特別な約定がなければ、出資比率により決められるが、定款による出資比率に比例しない議決権の約定が可能である。そして、払込出資の出資比率による議決権を決められることも可能である。</p>
---	----	--	--	--

6	<p>董事、監事、高級管理者の義務</p>	<p>「中外合資経営企業法実施条例」</p> <p>第 37 条 総経理または副総経理は、その他の経済組織の総経理または副総経理を兼任してはならず、かつ、その他の経済組織による当該企業に対する競争に参加してはならない。</p> <p>第 38 条 総経理、副総経理その他の高級管理者が自らの利益取得を図り、あるいは重大な職務失当行為を行った場合には、董事会の決議を経て、随時解任することができる。</p>	<p>「会社法」</p> <p>第 147 条 董事、監事および高級管理者は、職権を利用し、贈賄またはその他の不法な収入を収受してはならず、かつ、会社の財産を横領してはならない。</p> <p>第 148 条 董事および高級管理者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 会社資金を流用する行為</p> <p>(2) 会社資金を、個人の名義でまたは他人の名義で口座開設し、預け入れる行為</p> <p>(3) 会社定款の規定に違反し、株主会、株主総会または董事会の同意を経ずに会社の資金を他人に貸与し、または会社の財産を担保として他人に提供する行為</p> <p>(4) 会社定款の規定に違反し、または株主会、株主総会の同意を経ずに当該会社と契約を締結し、または取引を行う行為</p> <p>(5) 株主会または株主総会の同意を経ずに職務上の便宜を利用して自己または他人のために会社に属する商業的機会を取得し、所属会社と同類の業務を自ら経営し、または他人のため経営する行為</p> <p>(6) 他人と会社との取引のコミッションを受け取り自己の所有に帰属させる行為</p> <p>(7) 会社の機密を無断で開示する行為</p>	<p>董事、監事、高級管理者は会社に対する忠実義務を違反した場合の処理方針を定款に取り入れることが必要と考えられる。</p> <p>2. 会社の実態を鑑み、会社法が列挙していない禁止行為を追加して定款に取り決めることが考えられる。</p>
---	-----------------------	--	--	---

			<p>(8) 会社に対する忠実義務に違反するその他の行為</p> <p>董事または高級管理者が前項の規定に違反することにより取得した収入は、会社に帰属しなければならない。</p> <p>第 150 条 株主会または株主総会が董事、監事または高級管理者に対し会議に列席するよう求めた場合には、董事、監事または高級管理者は、会議に列席し、かつ株主の質問を受けなければならない。</p> <p>董事および高級管理者は、監事会または監事会を設置しない有限責任会社の監事に対し関連状況、および資料を事実どおりに提供しなければならない。監事会または監事による職権行使を妨害してはならない。</p>	
--	--	--	--	--